

令和2年3月 第177回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合議会 会議録

令和2年3月26日（木曜日） 午前11時00分 開会

令和2年3月26日、組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- 日 程 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 2 会期の決定について
- 日 程 3 議案第1号
令和元年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計
補正予算
- 日 程 4 議案第2号
令和2年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計
予算
- 日 程 5 議案第3号
YONETSU-KAN ささおかの指定管理者の指定に
ついて
- 日 程 6 議案第4号
福井坂井地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の
給与等に関する条例の制定について
- 日 程 7 一般質問

○出席議員 (20名)

1番	堀川秀樹	2番	池上優徳
4番	片矢修一	5番	寺島恭也
6番	山田重喜	7番	吉田太一
8番	向山信博	9番	森之嗣
10番	山口志代治	11番	田中哲治
12番	東野栄治	13番	川畑孝治
14番	川端精治	15番	後藤寿和
17番	江守勲	18番	奥野正司
19番	齋藤則男	20番	伊藤博夫

○欠席議員

3番	石丸浜夫	16番	近藤哲行
----	------	-----	------

○説明のため出席した者

管理者	坂本憲男	副管理者	佐々木康男
副管理者	河合永充	副管理者	北川貞二
事務局長	宮嶋昭宏	事務局次長	佐賀雅治
清掃センター長	能美雅一	兼総務課長	

○事務局出席職員

清掃センター副所長	関澤昭二	総務課副課長	南田憲泰
清掃センター課長補佐	古畑克弥	総務課副主幹	三上眞弘
総務課主査	堀井友理子	総務課主査	齋藤二郎
総務課主事	河野雄貴		

○事務局長（宮嶋昭宏）

ご起立願います。

一同 礼

ご着席下さい。

◎議長（田中哲治）

令和2年3月第177回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は、本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、3番、石丸浜夫議員、16番、近藤哲行議員の2名でございます。

本日の「議事日程」は、それぞれ、お手元に配布のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

◎議長（田中哲治）

次に、日程1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、山田重喜議員、15番、後藤寿和議員のご両名を指名します。

◎議長（田中哲治）

次に、日程2「会期の決定について」を、議題とします。

お諮りします。

今、定例会の会期は、「本日一日」としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（田中哲治）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

◎議長（田中哲治）

ここで、坂本管理者から発言を求められていますので、許可します。

○管理者（坂本憲男）

はい。議長。

◎議長（田中哲治）

坂本管理者。

○管理者（坂本憲男）

本日、ここに第177回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多忙の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。議員各位には、平素より、組合業務の執行につきまして、格別の御支援と御指導をいただいておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて昨年の暮れから今年に入り、中国を中心に、新型コロナウイルスが記録的な猛威を振るい、日本国内においても各地で感染者が報告されるなど事態が深刻化しております。このような状況の中で、当組合といたしましても、万全の体制を取るために、感染予防対策について今後の対応を協議いたしました。

まず、余熱館ささおかにおきましては、プール施設と各種講座を3月3日から当分の間、中止にしました。また清掃センター処理施設及び余熱館ささおかでの従事者についても手洗い、うがい、咳エチケットなど予防対策の注意喚起を徹底させております。さらに事務所棟の入り口に消毒液を設置するとともに当分の間、施設見学の受け入れを中止しております。

当組合としましても、引き続き県及び構成市町と相互に情報共有を図り、職員一丸となり感染予防対策に取り組んでまいります。

それでは、主要事業の最近の取組みにつきまして、申し上げます。

まず、平成30年度から2ヵ年間で実施してきました清掃センターへの搬入道路補修工事が全区間で完了となりました。次に「余熱館ささおか」の指定管理期間が3月末に終了となりますので、新たな指定管理者を選定しまして、今後、圏域の皆様に一層親しまれる施設となるようサービスの向上に努めてまいります。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げます。何卒、十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（田中哲治）

次に、日程3「議案第1号」「令和元年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

はい。議長。

◎議長（田中哲治）

坂本管理者。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました、議案第1号「令和元年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、厳正な執行管理を行った結果、発生しました残余金につきまして補正をさせていただくものでございます。補正前の予算額27億4,747万円から補正予算額1,400万円を減額し、補正後の予算額を27億3,347万円

にさせていただくものです。第1表「歳入歳出予算補正」の概要につきまして下段の歳出予算から説明させていただきます。「第3款 衛生費」の清掃費におきまして、各種工事請負等に係る入札差金等で1,400万円を減額し、歳出合計を27億3,347万円とするものでございます。歳入におきましては「第1款 分担金及び負担金」で歳出予算に見合う額1,400万円の減額補正をさせて頂くものでございます。

以上、「令和元年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」について、ご説明申し上げました。何とぞ慎重なるご審議と妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

◎議長（田中哲治）

ただ今、説明のありました「議案第1号」について、質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（田中哲治）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（田中哲治）

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。この採決は挙手によって採決いたします。本件については、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（田中哲治）

挙手全員であります。

よって「議案第1号」は原案のとおり可決されました。

◎議長（田中哲治）

次に、日程4「議案第2号」「令和2年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

はい。

◎議長（田中哲治）

坂本管理者。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました「議案第2号」「令和2年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

国の経済動向や一般財源の伸びが期待できない情勢を踏まえ、また公債費の増加という厳しい財政状況を勘案し、各方面に渡り事業内容を精査し、必要不可欠な事業を選択する等、事務の経費節減に努めたところであります。

まず、令和2年度に取り組む主要な事業といたしましては、電算共同利用事業では、システムの安定的な稼働に努めるとともに、法改正・制度改正に対応したシステム改修を実施してまいります。

一般廃棄物の共同処理事業では、平成29年度より導入いたしました清掃センターの長期包括運営委託事業は順調に運営しており、今後も委託先の指導と業務の管理に取り組んでまいります。

余熱館管理運営事業におきましては、指定管理期間が令和元年度で終了することから、次の指定管理者による運営を行います。また、施設は開館以来23年が経過し、建物全体が老朽化しているため、大規模な改修工事を実施いたします。

次に令和2年度一般会計における予算総額は、歳入歳出ともに25億4,760万3,000円となり、前年度当初予算と比較して3億3,271万7,000円の増額、率にして15.0%のプラスとなっております。

それでは、第1表歳入歳出予算の概要につきまして、主な内容について申し上げます。

歳入予算におきまして、各構成市町からの分担金及び負担金で、23億6,100万6,000円を見込んでおります。使用料及び手数料では、清掃センターへの持ち込みごみ処分手数料1億7,305万8,000円を見込んでおります。雑入ではアルミ屑(くず)などの資源物売払収入等で1,325万2,000円を見込んでおります。

次に、歳出予算をご説明いたします。

総務費におきましては、総務管理費で、総務課職員の人件費や庁舎管理費等に係る経費で9,993万5,000円を計上しております。

情報処理費では、システム費用等で5億1,991万2,000円を計上しております。

衛生費におきましては、清掃センター職員の人件費や清掃センターの運営に係る経費などで15億139万6,000円を計上しております。公債費では、組合債の償還に係る経費で4億1,960万4,000円を計上しております。

また債務負担行為でございますが、余熱館ささおかの指定管理者を新たに指定するため、令和3年度から6年度までの期間で、限度額1億8,320万円を新たに設定するものでございます。

以上「令和2年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」についてご説明申し上げます。何とぞ慎重なる御審議と妥当なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。

◎議長（田中哲治）

ただ今、説明のありました「議案第2号」について、質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（田中哲治）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（田中哲治）

討論なしと認めます。
これより「議案第2号」を採決いたします。この採決は挙手によって採決いたします。
本件については、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（田中哲治）

挙手全員であります。
よって「議案第2号」は原案のとおり可決されました。

◎議長（田中哲治）

次に、日程5「議案第3号」「余熱館ささおかの指定管理者の指定」を議題とします。
提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

はい。

◎議長（田中哲治）

坂本管理者。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました「議案第3号」「余熱館ささおかの指定管理者の指定について」につきまして、提案理由を申し上げます。

管理を行わせる施設の名称は「余熱館ささおか」指定管理者としての団体の名称は「イワシタ物産株式会社」また、団体の所在地は「福井市円成寺町1番地6号」管理する期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

このものを余熱館ささおかの指定管理者として指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。何とぞ慎重なるご審議と妥当なるご決議をいただきますようお願いいたします。

◎議長（田中哲治）

ただ今、説明のありました「議案第3号」について、質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（田中哲治）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（田中哲治）

討論なしと認めます。
これより「議案第3号」を採決いたします。この採決は挙手によって採決いたします。
本件については、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（田中哲治）

挙手全員であります。
よって「議案第3号」は原案のとおり可決されました。

◎議長（田中哲治）

次に、日程6「議案第4号」「福井坂井地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定」を議題とします。
提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

はい。

◎議長（田中哲治）

坂本管理者。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました「議案第4号」「福井坂井地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」につきまして提案理由を申し上げます。

非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の給与等を規定するため、条例を制定するものでございます。当組合職員の人事給与関係の条例は、福井市の条例を準用していることから、本条例につきましても、「福井市会計年度任用職員の給与等に関する条例」（令和元年 福井市条例第16号）を準用させていただきました。

以上、「福井坂井地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定」について、ご説明させていただきました。何とぞ慎重なるご審議と妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

◎議長（田中哲治）

ただ今、説明のありました「議案第4号」について、質疑を許可します。質疑はあり

ませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（田中哲治）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（田中哲治）

討論なしと認めます。

これより「議案第4号」を採決いたします。この採決は挙手によって採決いたします。本件については、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（田中哲治）

挙手全員であります。

よって「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

◎議長（田中哲治）

次に、日程7 一般質問を行います。

質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うこととなっております。

13番 川畑 孝治 議員

◆13番（川畑孝治）

13番、坂井市議会の川畑孝治です。今回私は清掃センターへの持ち込みごみについて、2点の質問をいたします。

中国が2017年末をもって資源ごみの輸入を禁止してから、廃棄物を取り巻く環境において、大きく様変わりをいたしまして産業廃棄物の処理費用などが大きく値上がりをし、当センターにおいては昨年10月に持込ごみについて見直しをされました。重量においては、10キロごとの料金設定は評価いたしますが、実質持込み料金は大きく値上げが行われました。昨年3月議会でも指摘をいたしましたが、消費税の10%への増税と同じタイミングでの料金の値上げは、便乗値上げとも取られかねませんでした。そこで、値上げによる苦情や批判、周知などについて影響はどうであったのかお聞きいたします。

次に、清掃センターに持込まれたごみの分別であります。私のところに聞こえてくるのは、清掃センターに持っていけば段ボールは分別するが、ペットボトルやプラスチックなどが混じっていても分別はしなくても受け入れてくれるというものであります。実際の対応はどのように行っているのでしょうか。以上答弁を求めます。

○事務局長（宮嶋昭宏）

議長。事務局長。

◎議長（田中哲治）

宮嶋事務局長。

○事務局長（宮嶋昭宏）

ただいまの川畑孝治議員の「清掃センターの持込ごみについて」の質問にお答えします。

まず、第1点目でございます料金の値上げ及び周知状況につきまして、こちらに搬入される方への周知につきましては、昨年の4月から料金値上げをします9月末までの6ヶ月間の周知期間として設けてございます。周知方法としましては、持込受付にてチラシの配布や看板による告知をいたしてございます。併せて組合及び構成市町のホームページに掲載をさせていただくとともに、構成市町の広報誌への掲載や公共施設でのポスター掲示によりまして周知を行ってきたところでございます。

料金改定に伴います影響としまして、当センターの受付等での直接の苦情やトラブルは今のところ確認されてございません。

また、ごみの持込み状況でございますが、本年度4月から2月までの可燃ごみの持込量につきましては、前年度比643台25t、率にして0.4%増とほぼ横ばい状態でございます。不燃・粗大ごみにつきましては、前年度比2,624台207t、率にして3.7%の微増となっております。また、料金収入につきましては2月末現在で前年度比約2,040万円、率にして15.3%の増収となっているところでございます。

次に、清掃センターに持ち込まれたごみの分別につきましてでございますが、確かに議員ご指摘の通り、搬入されるごみのほとんどが、分別されていない状況でございます。ペットボトルやガラス瓶につきましては、洗浄されていない状態で搬入されているのが現実でございます。当センターでの対応でございますが、搬入されましたごみにつきましては、一般廃棄物で処理可能なごみであれば受け入れてをしてございます。荷下ろしの際に係員がリサイクルできる物であれば手選別にて分別を行っている状況でございます。ごみを排出する方にごみの減量化やリサイクル意識を高めていただく必要があるかと考えてございます。当センターといたしましては、資源物は地域の分別回収日に排出していただくか、やむなく清掃センターに持込む際にも、リサイクル可能な状態で分別したうえで搬入していただけるよう、啓発活動に力を入れていきたいと考えています。具体的にはごみ持込者に対して、ごみ分別や減量化について啓発するとともに、構成市町の担当課と連携しながら、適正なごみ処理3Rの推進に取り組んで参りたいと考えております。併せまして、令和2年度におきましては、構成市町と連携しまして、ごみ減量化推進委員の方や婦人会、老人会の方に当センター見学を誘致し、ごみ処理の現状や分別、リサイクルの啓発に力を入れていきたいと考えてございます。

これらの活動により、令和2年度のごみ減量啓発・リサイクル向上事業の目標値として対前年度比1.5%約780tの減量化を目指して取り組んでいきたいと考えてございます。

◆13番（川畑孝治）

議長、13番、川畑。

◎議長（田中哲治）

13番 川畑 孝治 議員

◆13番（川畑孝治）

現在、私どもの坂井市においての家庭ごみの組成調査によりますと、紙類が最も多く37%で、プラスチック類は約19%でした。持込ごみは分別をしなくてもいいということが圏域内の人に伝わるとどうなるでしょうか。家庭での分別がされなくなり、プラスチックやペットボトルが多くなると燃焼温度が高くなり、焼却温度が1,000℃を超えるとアラームが鳴りごみの投入量を減らすことから、燃焼効率が下がり焼却炉も傷みやすくることが考えられます。また、紙類が多くなると燃焼したときに出る灰になる割合、灰分量が多いせいで焼却灰が多くなり最終処分場での埋め立て量が増えることに繋がります。持込の分別はより徹底をして行き、家庭でもしっかり分別をしてもらうためにも、当センターに持込まれたものについては新聞や段ボールなどの紙類やペットボトルの分別を徹底して分別されないごみは受入れを行わずに持って帰ってもらうべきと思います。そうすることで家庭ごみの分別にも繋がるのではないのでしょうか。以上これらを踏まえて、今後の対応について改めてお聞きいたします。

○事務局長（宮嶋昭宏）

議長。事務局長。

◎議長（田中哲治）

事務局長。

○事務局長（宮嶋昭宏）

只今、ご指摘がございました焼却炉等の状況でございますが、確かにその通りでございます。また、住民の方の意識等につきましても仰るとおりでございます。当組合といたしましては、まず第一段階として住民の方に意識を変えていただくことから着手したいと思っております。ただ、最終的に受取拒否ということになりますと、時間をかけて検討していかないといけない部分もありますので、当面の間は意識改革の啓発活動を重点的に取組ませていただきたいと思いますと考えてございます。

◆13番（川畑孝治）

議長、13番、川畑。

◎議長（田中哲治）

13番 川畑 孝治 議員

◆13番（川畑孝治）

最初の答弁でもありました洗っていないペットボトルとか、そういったものについても仕方ない受入れるじゃなくて、やはりそれは持って帰ってもらい、そして洗って指定の出し方で出してもらう。そのくらい強攻にしないとやはり各家庭ではペットボトルなんかは洗って分別して、その結果、他の焼却場なんかで聞きますと当センターのペットボトルは光っているとそのくらい評価されている実情であります。そういったことでまじめ

に分別を強力していただいている方と、そうじゃない方ではまじめにやっている方が報われるようなそういった取組が必要ではないかと思います。そういったことを踏まえまして、ここにおいては逆に言うと混じっていると面倒なことになると住民にも伝わり各家庭でのごみ減量化が進むことをご期待いたしまして私の一般質問とします。

◎議長（田中哲治）

以上をもって、一般質問は終了しました。

◎議長（田中哲治）

以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年3月第177回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会します。

○事務局長（宮嶋昭宏）

ご起立願います。

一同 礼

午前11時40分閉会